

主眼事項及び着眼点等（指定共同生活援助）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。</u></p> <p>(3) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u></p> <p>(4) <u>指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行っているか。</u></p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第207条</p>	<p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 指定共同生活援助事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 世話人</p>	<p><u>指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</u></p> <p><u>指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</u></p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第208条第1項</p> <p>平18厚令171第208条第1項第1号</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(2) 生活支援員	<p>指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。</p> <p>① 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成26年厚生労働省令第5号)(区分命令)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</p> <p>② 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</p> <p>③ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</p> <p>④ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p>	<p>平18厚令171第208条第1項第2号 平26厚令5第1条</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
(3) サービス管理責任者	<p>指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</p> <p>① 利用者の数が30以下 1以上</p> <p>② 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>平18厚令171第208条第1項第3号</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
(4) 利用者数の算定	<p>(1)から(3)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>平18厚令171第208条第2項</p>	<p>利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
(5) 職務の専従	<p>(1)から(3)に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p>	<p>平18厚令171第208条第3項</p>	<p>従業者の勤務実態の分かる書類(出勤簿等)</p>
(6) 管理者	<p>① 指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>② 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。</p>	<p>平18厚令171第209条第1項 平18厚令171第209条第2項</p>	<p>管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類(資格証、研修修了証等)</p>
第3 設備に関する基準設備	<p>① 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、</p>	<p>法第43条第2項 平18厚令171</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるようになっているか。</u></p> <p>② <u>指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下この②、④から⑥までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。</u></p> <p>③ <u>共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。</u></p> <p>④ <u>共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。</u> <u>ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人（都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。</u></p> <p>⑤ <u>既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、④の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。</u></p> <p>⑥ <u>共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</u></p> <p>⑦ <u>ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</u></p> <p>⑧ <u>ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。</u> <u>ア 1の居室の定員は、1人とすること。</u> <u>（ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。）</u> <u>イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p>	<p>第210条第1項</p> <p>平18厚令171 第210条第2項</p> <p>平18厚令171 第210条第3項</p> <p>平18厚令171 第210条第4項</p> <p>平18厚令171 第210条第5項</p> <p>平18厚令171 第210条第6項</p> <p>平18厚令171 第210条第7項</p> <p>平18厚令171 第210条第8項</p>	<p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第4 運営に関する基準</p> <p><u>1 内容及び手続の説明及び同意</u></p>	<p><u>⑨ サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。</u></p> <p><u>ア 入居定員を1人とすること。</u></p> <p><u>イ 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</u></p> <p><u>ウ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>(1) 平成18年厚生労働省令第171号(指定障害福祉サービス基準)の施行日(施行日)において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者は、第3の①の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第3の⑦及び⑧の規定にかかわらず、平成18年厚生労働省令第58号(旧指定基準)第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。</p> <p>(3) 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活援助の事業については、第3の規定を適用する場合においては、当分の間、第3の⑦中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、第3の⑧のイの規定は、旧精神障害者福祉ホーム(障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。</p> <p><u>(1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係</u></p>	<p>平18厚令171 第210条第9項</p> <p>平18厚令171 附則第12条</p> <p>平18厚令171 附則第18条</p> <p>平18厚令171 附則第19条</p> <p>法第43条第2項</p> <p>平18厚令171 第213条 準用(第9条第1</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>重要事項説明書 利用契約書</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u></p>	項)	
2 提供拒否の禁止	指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく、指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 11 条)	適宜必要と認める資料
3 連絡調整に対する協力	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 12 条)	適宜必要と認める資料
4 受給資格の確認	<u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 14 条)	受給者証の写し
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 15 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 15 条 第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
6 心身の状況等の把握	<u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 16 条)	アセスメント記録 ケース記録
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<u>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 17 条 第 1 項)	個別支援計画 ケース記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
8 サービスの提供の記録	(2) <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 17 条第 2 項)	個別支援計画 ケース記録
	(1) <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 53 条の 2 第 1 項)	サービス提供の記録
9 入退居	(2) <u>指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 53 条の 2 第 2 項)	サービス提供の記録
	(1) <u>指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。</u>	平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 1 項	個別支援計画 サービス提供の記録 アセスメント記録
	(2) <u>指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 2 項	個別支援計画 アセスメント記録 サービス担当者会議の記録
	(3) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 3 項	ケース記録 サービス提供の記録
10 入退居の記録の記載等	(4) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 4 項	他サービスとの連携状況が分かる書類 (ケース記録、サービス提供の記録等)
	(1) <u>指定共同生活援助事業者は、入居者又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 210 条の 3 第 1 項	適宜必要と認める資料
11 指定共同生活援助事業者が支	(2) <u>指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 210 条の 3 第 2 項	適宜必要と認める資料
	(1) <u>指定共同生活援助事業者が、指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対</u>	平 18 厚令 171 第 213 条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>準用 (第 20 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 20 条第 2 項)</p>	適宜必要と認める資料
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</u></p> <p>(3) <u>指定共同生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</u> ① 食材料費 ② 家賃(障害者総合支援法第 34 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第 2 項において準用する同法第 29 条第 4 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から同法第 34 条第 2 項において準用する同法第 29 条第 5 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。) ③ 光熱水費 ④ 日用品費 ⑤ ①から④のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) <u>指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 4</p>	<p>請求書 領収書</p> <p>請求書 領収書</p> <p>請求書 領収書</p> <p>領収書</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 地域との連携	<p><u>合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</u></p>	第4項	
	<p><u>(5) 指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</u></p>	平18厚令171第210条の4第5項	重要事項説明書
	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。</p>	平18厚令171第210条の7第1項	適宜必要と認める書類
	<p>(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この項、第8の22及び第12の21において、「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p>	平18厚令171第210条の7第2項	適宜必要と認める書類
	<p>(3) 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか。</p>	平18厚令171第210条の7第3項	適宜必要と認める書類
	<p>(4) 指定共同生活援助事業者は、(2)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p>	平18厚令171第210条の7第4項	適宜必要と認める書類
<p>(5) (2) から (4) までに掲げる規定において、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には適用しない。</p>	平18厚令171第210条の7第5項	適宜必要と認める書類	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 利用者負担額に係る管理	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 170 条の 2 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 170 条の 2 第 2 項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
15 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 23 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 23 条第 2 項）</p>	<p>通知の写し</p> <p>サービス提供証明書の写し</p>
16 指定共同生活援助の取扱方針	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助に係る個別支援計画（共同生活援助計画）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支</p>	<p>平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 1 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 共同生活援助 計画の作成等	<p>援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p>		
	<p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 2 項	適宜必要と認める資料
	<p>(3) 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 3 項	適宜必要と認める資料
	<p>(4) 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 4 項	適宜必要と認める資料
	<p>(5) 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 5 項	適宜必要と認める資料
	<p><u>(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 58 条 第 1 項)	個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	<p><u>(2) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握 (アセスメント) を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 58 条 第 2 項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>(3) <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</u></p> <p>(4) <u>アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。</u> <u>この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u></p> <p>(5) <u>サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。</u> <u>この場合において、当該指定共同生活援助事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u></p> <p>(6) <u>サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する共同生活援助計画担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認すると共に、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</u></p> <p>(7) <u>サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</u></p> <p>(8) <u>サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。</u></p> <p>(9) <u>サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 4 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 5 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 6 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 7 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 8 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 58 条 第 9 項）</p>	<p>個別支援計画 アセスメントを実施したことが分かる記録</p> <p>アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録</p> <p>個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類</p> <p>サービス担当者会議の記録</p> <p>個別支援計画</p> <p>利用者に交付した記録 個別支援計画</p> <p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 サービス管理 責任者の責務	<p>(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 <u>①定期的に利用者に面接すること。</u> <u>②定期的にモニタリングの結果を記録すること。</u></p> <p>(11) 共同生活援助計画に変更のあった場合、 <u>(2)から(8)に準じて取り扱っているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 58 条 第 10 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 58 条 第 11 項)</p>	<p>モニタリング記録 面接記録</p> <p>(2) から (8) に掲げる確認資料</p>
	<p>(1) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 <u>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u> <u>② 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</u> <u>③ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</u> <u>④ 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</u></p> <p>(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 210 条の 6 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 6 第 2 項</p>	<p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録</p> <p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録</p> <p>指定生活介護事業所等との連絡調整した記録</p> <p>他の従業者に指導及び助言した記録</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
19 相談及び援助	<p>指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 60 条)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
20 介護及び家事	<p>(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に</p>	<p>平 18 厚令 171</p>	<p>個別支援計画</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
等	<p><u>応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</u></p> <p><u>(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</u></p> <p><u>(3) 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていないか。</u></p>	<p>第211条第1項</p> <p>平18厚令171 第211条第2項</p> <p>平18厚令171 第211条第3項</p>	<p>サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表</p> <p>従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p>
21 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>平18厚令171 第211条の2 第1項</p> <p>平18厚令171 第211条の2 第2項</p> <p>平18厚令171 第211条の2 第3項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
22 緊急時等の対応	<p><u>従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平18厚令171 第213条 準用(第28条)</p>	<p>緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録</p>
23 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平18厚令171 第213条 準用(第88条)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
24 管理者の責務	<p>(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っ</p>	<p>平18厚令171 第213条 準用(第66条)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
25 運営規程	<p>ているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第16章(第5節及び第6節を除く。)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p><u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</u></p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入居定員 ④ 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項</p>	<p>第1項)</p> <p>平18厚令171第213条準用(第66条第2項)</p> <p>平18厚令171第211条の3</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>運営規程</p>
26 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。(ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合はこの限りではない。)</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、(3)ただし書により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(5) 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平18厚令171第212条第1項</p> <p>平18厚令171第212条第2項</p> <p>平18厚令171第212条第3項</p> <p>平18厚令171第212条第4項</p> <p>平18厚令171第212条第5項</p>	<p>従業者の勤務表</p> <p>個別支援計画 ケース記録</p> <p>勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類</p> <p>委託契約書 業務報告書</p> <p>研修計画、研修実施記録</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
27 支援体制の確保	<p>(6) <u>指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p>指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 212 条第 6 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 212 条の 2</p>	<p>就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
28 業務継続計画の策定等	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。</u></p> <p>(3) <u>指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用(第 33 条の 2 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用(第 33 条の 2 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用(第 33 条の 2 第 3 項)</p>	<p>業務継続計画</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類</p>
29 定員の遵守	<p><u>指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。</u> (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 212 条の 3</p>	<p>運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)</p>
30 非常災害対策	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u></p> <p>(3) <u>指定共同生活援助事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用(第 70 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用(第 70 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条</p>	<p>非常火災時対応マニュアル(対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録</p> <p>避難訓練の記録 消防署への届出</p> <p>地域住民が訓練に参加している</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
31 衛生管理等	<p><u>られるよう連携に努めているか。</u></p> <p><u>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u></p> <p><u>(2) 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>当該指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</u></p>	<p>準用（第70条第3項）</p> <p>平18厚令171第213条 準用（第90条第1項）</p> <p>平18厚令171第213条 準用（第90条第2項）</p>	<p>ことが分かる書類</p> <p>衛生管理に関する書類</p> <p>衛生管理に関する書類</p> <p>委員会議事録</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p>
32 協力医療機関等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合</p>	<p>平18厚令171第212条の4第1項</p> <p>平18厚令171第212条の4第2項</p> <p>平18厚令171第212条の4第3項</p> <p>平18厚令171第212条の4</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
33 掲示	<p>には、当該第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。</p> <p><u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定共同生活援助事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定共同生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u></p>	<p>第4項</p> <p>平18厚令171第213条準用(第92条第1項・第2項)</p>	<p>事業所の掲示物又は備え付け閲覧物</p>
34 身体拘束等の禁止	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。</u></p>	<p>平18厚令171第213条準用(第35条の2第1項)</p> <p>平18厚令171第213条準用(第35条の2第2項)</p> <p>平18厚令171第213条準用(第35条の2第3項)</p>	<p>個別支援計画 身体拘束等に関する書類</p> <p>身体拘束等に関する書類(必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)</p> <p>委員会議事録</p> <p>身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p>
35 秘密保持等	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平18厚令171第213条準用(第36条第1項)</p> <p>平18厚令171第213条準用(第36条第2項)</p>	<p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
36 情報の提供等	<p><u>(3) 指定共同生活援助事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u></p> <p><u>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u></p> <p><u>(2) 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 36 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 37 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 37 条第 2 項)</p>	<p>業規則等)</p> <p>個人情報同意書</p> <p>情報提供を行ったことが分かる書類 (パンフレット等)</p> <p>事業者のHP 画面・パンフレット</p>
37 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定共同生活援助事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者 (障害福祉サービス事業者以外の事業者) に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 38 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 38 条第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
38 苦情解決	<p><u>(1) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 39 条第 1 項)</p>	<p>苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u></p> <p>(4) <u>指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u></p> <p>(5) <u>指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u></p> <p>(6) <u>指定共同生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</u></p> <p>(7) <u>指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</u></p>	<p>平18厚令171第213条準用(第39条第2項)</p> <p>平18厚令171第213条準用(第39条第3項)</p> <p>平18厚令171第213条準用(第39条第4項)</p> <p>平18厚令171第213条準用(第39条第5項)</p> <p>平18厚令171第213条準用(第39条第6項)</p> <p>平18厚令171第213条準用(第39条第7項)</p>	<p>苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル</p> <p>市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>都道府県等への報告書</p> <p>運営適正化委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
39 事故発生時の 対応	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにやっているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 40 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 40 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 40 条 第 3 項)</p>	<p>資料</p> <p>事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録</p> <p>事故の対応記録 ヒヤリハットの記録</p> <p>再発防止の検討記録 損害賠償を速やかにやったことが分かる資料 (賠償責任保険書類等)</p>
40 虐待の防止	<p><u>指定共同生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>当該指定共同生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>当該指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p>③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 号 第 213 条 準用 (第 40 条 の 2)</p>	<p>委員会議事録</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>担当者を配置していることが分かる書類</p>
41 会計の区分	<p><u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 41 条)</p>	<p>収支予算書・決算書等の会計書類</p>
42 記録の整備	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 75 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171</p>	<p>職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類</p> <p>左記①から⑥ま</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
43 電磁的記録等	<p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① 共同生活援助計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	第 213 条 準用 (第 75 条第 2 項)	での書類
	<p>(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は4の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。</p>	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊
	<p>(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができているか。</p>	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p><u>1 地域移行支援型ホーム</u></p> <p>(1) 地域移行支援型ホームの特例</p> <p>(2) 共同生活住居の構造等</p> <p>(3) 指定共同生活援助の提供期間</p> <p>(4) 指定共同生活援助の取扱方針</p> <p><u>(5) 共同生活援助計画の作成等</u></p>	<p>(地域移行支援型ホーム、特例)</p> <p>① 次のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、令和7年3月31日までの間、第3の①の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。</p> <p>ア 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域における指定共同生活援助の量が事業を開始する時点において、都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活援助の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行うものであるか。</p> <p>イ 当該病院の精神病床の減少を伴うものであるか。</p> <p>② ①の規定により指定共同生活援助の事業を行う事業所（地域移行支援型ホーム）における指定共同生活援助の事業について第3の②から⑨までの規定を適用する場合には、②中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」とする。</p> <p>地域移行支援型ホームにおいて地域移行支援型ホーム事業者が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものであるか。</p> <p>地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、指定共同生活援助を提供する場合、原則として2年以内とされているか。</p> <p>地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から(3)に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行っているか。</p> <p><u>地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業について第4の16の規定を適用する場合には、同(2)中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から(経過措置)1の(3)に定める期間内に(経過措置)1の(4)に規定する住宅等に移行すること」と、同(4)中「達</u></p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項第 1 号 平 17 法 123 第 89 条第 1 項、第 2 項第 2 号</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項第 2 号</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条の 2</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 8 条</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 9 条</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 10 条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>第 4 - 16 に掲げる確認資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>(6) 協議の場の設置</p> <p>2 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例</p>	<p><u>成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」としているか。</u></p>		
	<p>① 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(地域移行推進協議会)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>② 地域移行支援型ホーム事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(協議会等)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 11 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 11 条 第 2 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
	<p>(1) 第 4 の 19 の(3)の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、平成 26 年厚生労働省令第 5 号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の第 1 条第 5 号に規定する区分 4、同条第 6 号に規定する区分 5 又は同条第 7 号に規定する区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、適用していないか。</p> <p>(2) 第 4 の 19 の(3)の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第 1 条第 5 号に規定する区分 4、同条第 6 号に規定する区分 5 又は同条第 7 号に規定する区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、適用していないか。</p> <p>① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること</p> <p>② 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 18 条の 2 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 18 条の 2 第 2 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第5 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針</u></p>	<p>(3) (1)及び(2)の場合において、第2の1(2)②から④中「利用者の数」とあるのは「利用者の数(経過措置)2の(1)又は(2)の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数」としているか。</p> <p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に日中サービス支援型指定共同生活援助を提供しているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に努めているか。</u></p> <p>(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u></p> <p>(4) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行っているか。</u></p>	<p>平18厚令171附則第18条の2第3項</p> <p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第213条の3</p> <p>法第43条第1項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p>
<p>第6 <u>日中サービス支援型指定</u></p>			

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p><u>共同生活援助の事業の人員に関する基準</u></p> <p>1 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者の員数</u></p> <p>(1) <u>世話人</u></p> <p>(2) <u>生活支援員</u></p> <p>(3) <u>サービス管理責任者</u></p> <p>(4) <u>夜間支援従事者</u></p> <p>(5) <u>利用者数の算定</u></p>	<p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</u></p> <p><u>夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上となっているか。</u></p> <p><u>夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。</u></p> <p>① <u>区分命令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</u></p> <p>② <u>区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</u></p> <p>③ <u>区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</u></p> <p>④ <u>区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</u></p> <p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</u></p> <p>① <u>利用者の数が30以下 1以上</u></p> <p>② <u>利用者の数が31以上 1に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p><u>(1)から(3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。))を行う世話人又は生活支援員を置いているか。</u></p> <p><u>(1)から(3)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 1 項第 1 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 1 項第 2 号 平 26 厚令 5 第 1 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 1 項第 3 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 3 項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p> <p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p> <p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p> <p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p> <p>利用者数(平均利用人数)が分かる書類(利用者名簿等)</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(6) 職務の専従	<u>(1)から(4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。</u> <u>(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 4 項	従業者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)
(7) 常勤	<u>(1)から(4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤となっているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 5 項	従業者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)
(8) 管理者	① <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</u> <u>(ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</u> ② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 5 準用 (第 209 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 213 条の 5 準用 (第 209 条第 2 項)	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類 (資格証、研修終了証等)
第 7 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の設備に関する基準	① <u>日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようになっているか。</u> ② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。</u> ③ <u>共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。</u> ④ <u>共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。</u> <u>ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合で、1つの建物に複数の共同生活住居を設けた場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下となっているか。</u>	法第 43 条第 2 項 平 18 厚令 171 第 213 条の 6 第 1 項 平 18 厚令 171 第 213 条の 6 第 2 項 平 18 厚令 171 第 213 条の 6 第 3 項 平 18 厚令 171 第 213 条の 6 第 4 項	建物の周辺図 平面図 【目視】 平面図 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 【目視】

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第8 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>⑤ 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。)が特に必要があると認めるときは30人)以下となっているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の6第5項</p>	<p>平面図 【目視】</p>
	<p>⑥ 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、④及び⑤の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)となっているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の6第6項</p>	<p>平面図 【目視】</p>
	<p>⑦ 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の6第7項</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p>
	<p>⑧ ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の6第8項</p>	<p>平面図 【目視】</p>
	<p>⑨ ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。 ア 1の居室の定員は、1人とすること。 (ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。) イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p>	<p>平18厚令171第213条の6第9項</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p>
	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が日中サービス支援型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>法第43条第2項</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書</p>
	<p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の11準用(第9条第1項)</p> <p>平18厚令171第213条の11準用(第9条第2項)</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 提供拒否の禁止	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 11 条)	適宜必要と認める資料
3 連絡調整に対する協力	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 12 条)	適宜必要と認める資料
4 受給資格の確認	<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 14 条)	受給者証の写し
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 15 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 15 条第 2 項)	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
6 心身の状況等の把握	<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 16 条)	アセスメント記録 ケース記録
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u> (2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 17 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 17 条第 2 項)	個別支援計画 ケース記録 個別支援計画 ケース記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
8 サービスの提供の記録	<p><u>めているか。</u></p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</u></p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から日中サービス支援型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 53 条の 2 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 53 条の 2 第 2 項)</p>	<p>サービス提供の記録</p> <p>サービス提供の記録</p>
9 入退居	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助は、<u>共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。</u></p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</u></p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。</u></p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 2 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 2 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 2 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 2 第 4 項)</p>	<p>個別支援計画 サービス提供の記録 アセスメント記録</p> <p>個別支援計画 アセスメント記録 サービス担当者会議の記録</p> <p>ケース記録 サービス提供の記録</p> <p>他サービスとの連携状況が分かる書類(ケース記録、サービス提供の記録等)</p>
10 入退居の記録の記載等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>入居者の入居又は退居に際しては、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。</u></p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 3 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 3 第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
11 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 20 条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等</p>	<p>して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>第1項)</p> <p>平18厚令171第213条の11準用(第20条第2項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
<p>12 利用者負担額等の受領</p>	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該日中サービス支援型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該日中サービス支援型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</u></p> <p>(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、日中サービス支援型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</u></p> <p>① 食材料費</p> <p>② <u>家賃(障害者総合支援法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する同法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から同法第34条第2項において準用する同法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)</u></p> <p>③ 光熱水費</p> <p>④ 日用品費</p> <p>⑤ <u>①から④のほか、日中サービス支援型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る</u></p>	<p>平18厚令171第213条の11準用(第210条の4第1項)</p> <p>平18厚令171第213条の11準用(第210条の4第2項)</p> <p>平18厚令171第213条の11準用(第210条の4第3項)</p>	<p>請求書 領収書</p> <p>請求書 領収書</p> <p>請求書 領収書</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 利用者負担額に係る管理	<u>費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u>		
	<u>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 4 第 4 項)	領収書
	<u>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 4 第 5 項)	重要事項説明書
	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該日中サービス支援型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該日中サービス支援型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 170 条の 2 第 1 項)	適宜必要と認める資料
14 訓練等給付費の額に係る通知	<u>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11	通知の写し

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>等</p> <p>15 日中サービス支援型指定共同生活援助の取扱方針</p>	<p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</u></p>	<p>準用（第23条第1項）</p>	<p>サービス提供証明書の写し</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
	<p><u>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない日中サービス支援型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</u></p>	<p>平18厚令171第213条の11 準用（第23条第2項）</p>	
	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る個別支援計画（日中サービス支援型共同生活援助計画）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の11 準用（第210条の5第1項）</p>	
	<p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の11 準用（第210条の5第2項）</p>	
	<p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行う場合には、日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した日中サービス支援型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の11 準用（第210条の5第3項）</p>	
	<p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の11 準用（第210条の5第4項）</p>	
<p>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の11 準用（第210条の5第5項）</p>		

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16 日中サービス支援型共同生活援助計画の作成等	(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に日中サービス支援型共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条 第 1 項)	個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	(2) <u>サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者については、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条 第 2 項)	個別支援計画 アセスメントを実施したことが分かる記録
	(3) <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条 第 3 項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	(4) <u>アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。</u> <u>この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条 第 4 項)	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録
	(5) <u>サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日中サービス支援型指定共同生活援助の目標及びその達成時期、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した日中サービス支援型共同生活援助計画の原案を作成しているか。</u> <u>この場合において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて日中サービス支援型共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条 第 5 項)	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類
	(6) <u>サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の提供に当たる担当者等を招集して行う会</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条 第 6 項)	サービス担当者会議の記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 サービス管理責任者の責務	<p>議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。)を開催し、当該利用者の生活に対する移行等を改めて確認するとともに、<u>日中サービス支援型共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</u></p>		
	<p>(7) サービス管理責任者は、(5)に規定する日中サービス支援型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条 第 7 項)	個別支援計画
	<p>(8) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画を作成した際には、当該日中サービス支援型共同生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者に交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条 第 8 項)	利用者及び指定特定相談支援事業者に交付した記録 個別支援計画
	<p>(9) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の作成後、日中サービス支援型共同生活援助計画の実施状況の把握 (モニタリング (利用者についての継続的なアセスメントを含む。))を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、日中サービス支援型共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて日中サービス支援型共同生活援助計画の変更を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条 第 9 項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	<p>(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条 第 10 項)	モニタリング記録 面接記録
	<p>(11) 日中サービス支援型共同生活援助計画に変更のあった場合、(2)から(8)に準じて取り扱っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条 第 11 項)	(2) から (8) に掲げる確認資料
	<p>(1) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 6 第 1 項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリング

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 実施主体	<p><u>況、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 6 第 2 項)	<p>に関する記録</p>
	<p><u>② 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</u></p>		<p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録</p>
	<p><u>③ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</u></p>		<p>指定生活介護事業所等との連絡調整した記録</p>
	<p><u>④ 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</u></p>		<p>他の従業者に指導及び助言した記録</p>
19 相談及び援助	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定障害福祉サービス基準第 114 条に規定する指定短期入所 (同基準第 115 条第 1 項に規定する併設事業所又は同基準同条第 3 項に規定する単独型事業所に係るものに限る。) を行うものとなっているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 7 平 18 厚令 171 第 115 条第 1 項、第 3 項	適宜必要と認める資料
20 介護及び家事等	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 60 条)	適宜必要と認める資料
20 介護及び家事等	<p><u>(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 8 第 1 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	<p><u>(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 8 第 2 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	<p><u>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事</u></p>	平 18 厚令 171	勤務実績表

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
21 社会生活上の 便宜の供与等	<u>業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させているか。</u>	第213条の8 第3項	出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表
	<u>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていないか。</u>	平18厚令171 第213条の8 第4項	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか。	平18厚令171 第213条の9 第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めているか。	平18厚令171 第213条の9 第2項	適宜必要と認める資料
	(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	平18厚令171 第213条の9 第3項	適宜必要と認める資料
22 地域との連携	(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	平18厚令171 第213条の9 第4項	適宜必要と認める資料
	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	平18厚令171 第213条の10 第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	平18厚令171 第213条の10 第2項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(2)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p> <p>(5) (2)から(4)までに掲げる規定において、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては指定都市及び中核市の市長）が定めるもの（(6)に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。</p> <p>(6) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（協議会等）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び(2)に掲げる報告、要望、助言等の内容又は(5)に掲げる評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>(7) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(6)に掲げる協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 10 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 10 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 10 第 5 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 10 第 6 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 10 第 7 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
23 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 28 条）</p>	<p>緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録</p>
24 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 88 条）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
25 管理者の責務	<p>該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに日中サービス支援型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 16 章第 5 節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 66 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 66 条第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
26 運営規程	<p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</u></p> <p>① <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>② <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>③ <u>入居定員</u></p> <p>④ <u>指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>⑤ <u>入居に当たっての留意事項</u></p> <p>⑥ <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>⑦ <u>非常災害対策</u></p> <p>⑧ <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p>⑨ <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>⑩ <u>その他運営に関する重要事項</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 211 条の 3)</p>	<p>運営規程</p>
27 勤務体制の確保等	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な日中サービス支援型指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</u></p> <p>(2) <u>(1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</u></p> <p>(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11</p>	<p>従業者の勤務表</p> <p>個別支援計画 ケース記録</p> <p>勤務形態一覧表 または雇用形態</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
28 <u>業務継続計画の策定等</u>	<p>活援助事業所ごとに、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業員によって指定共同生活援助を提供しているか。(ただし、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合はこの限りではない。)</p>	<p>準用 (第 212 条第 3 項)</p>	<p>が分かる書類</p>
	<p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(3)ただし書により日中サービス支援型指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条第 4 項)</p>	<p>委託契約書 業務報告書</p>
	<p>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条第 5 項)</p>	<p>研修計画、研修実施記録</p>
	<p>(6) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、適切な日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われている性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条第 6 項)</p>	<p>就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類</p>
	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 33 条の 2 第 1 項)</p>	<p>業務継続計画</p>
	<p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 33 条の 2 第 2 項)</p>	<p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p>
29 支援体制の確保	<p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 33 条の 2 第 3 項)</p>	<p>業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類</p>
	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条の 2)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
30 定員の遵守	<p>祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p> <p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条の 3)	運営規程 利用者数が分かる書類 (利用者名簿等)
31 非常災害対策	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u></p> <p>(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 70 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 70 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 70 条第 3 項)</p>	<p>非常火災時対応マニュアル (対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録</p> <p>避難訓練の記録 消防署への届出</p> <p>地域住民が訓練に参加していることが分かる書類</p>
32 衛生管理等	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス利用型指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>当該日中サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>当該日中サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>当該日中サービス利用型指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 90 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 90 条第 2 項)</p>	<p>衛生管理に関する書類</p> <p>衛生管理に関する書類</p> <p>委員会議事録</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>研修及び訓練を実施したことが</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
33 協力医療機関等	<p><u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的</u> <u>に実施しているか。</u></p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症。次項において同じ）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 212 条の 4 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 212 条の 4 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 212 条の 4 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 212 条の 4 第 4 項）</p>	<p>分かる書類</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
34 掲示	<p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、これらの事項を記載した書面を日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 92 条第 1 項・第 2 項）</p>	<p>事業所の掲示物又は備え付け閲覧物</p>
35 身体拘束等の禁止	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 35 条の 2 第 1 項）</p>	<p>個別支援計画 身体拘束等に関する書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
36 秘密保持等	<p><u>束等)を行っていないか。</u></p> <p><u>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u></p> <p><u>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p><u>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p><u>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u></p> <p><u>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p><u>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u></p> <p><u>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、他の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 35 条の 2 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 35 条の 2 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 36 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 36 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 36 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 37 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 37 条 第 1 項)</p>	<p>身体拘束等に関する書類 (必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)</p> <p>委員会議事録</p> <p>身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書 (就業規則等)</p> <p>個人情報同意書</p> <p>情報提供を行ったことが分かる書類 (パンフレット等)</p> <p>事業者のHP 画面・パンフレット</p>
37 情報の提供等	<p><u>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u></p> <p><u>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 37 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 37 条 第 1 項)</p>	<p>事業者のHP 画面・パンフレット</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
38 利益供与等の禁止	<p><u>同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。</u></p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</p>	<p>準用（第 37 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 38 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 38 条第 2 項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
39 苦情解決	<p><u>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u></p> <p><u>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 39 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 39 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 39 条第 3 項）</p>	<p>苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物</p> <p>苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル</p> <p>市町村からの指導または助言を受けた場合は改善したことが分かる書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
40 事故発生時の 対応	<p>家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>		
	<p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市長）が行う報告若しくは日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 39 条第 4 項）	都道府県からの指導または助言を受けた場合は改善したことが分かる書類
	<p>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 39 条第 5 項）	都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合は改善したことが分かる書類
	<p>(6) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 39 条第 6 項）	都道府県等への報告書
	<p>(7) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 39 条第 7 項）	運営適正化委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料
	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 40 条第 1 項）	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
	<p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事</p>	平 18 厚令 171	事故の対応記録 ヒヤリハットの

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
41 虐待の防止	<p><u>業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u></p> <p><u>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u></p> <p><u>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p><u>① 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p><u>② 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p><u>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u></p>	<p>第213条の11 準用（第40条 第2項）</p> <p>平18厚令171 第213条の11 準用（第40条 第3項）</p> <p>平18厚令171 第213条の11 準用（第40条の 2）</p>	<p>記録</p> <p>再発防止の検討 記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）</p> <p>委員会議事録</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>担当者を配置していることが分かる書類</p>
42 会計の区分	<p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u></p>	<p>平18厚令171 第213条の11 準用（第41条）</p>	<p>収支予算書・決算書等の会計書類</p>
43 記録の整備	<p><u>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</u></p> <p><u>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。</u></p> <p><u>① 日中サービス支援型共同生活援助計画</u></p>	<p>平18厚令171 第213条の11 準用（第75条 第1項）</p> <p>平18厚令171 第213条の11 準用（第75条第2 項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類</p> <p>左記①から⑥までの書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>44 電磁的記録等</p> <p>1 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位の居宅介護等を利用する場合の特例</p>	<p>② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は4の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。</p> <p>(特例) (1) 第8の20の(4)の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共</p>	<p>平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 18 条の 2 第 1 項</p>	<p>電磁的記録簿冊</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第9 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針</p>	<p>同生活住居内において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用していないか。</p> <p>(2) 第8の20の(4)の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、同生活住居内において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用していないか。</p> <p>① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること</p> <p>② 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること</p>	<p>平18厚令171附則第18条の2第2項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
	<p>(3) (1)及び(2)の場合において、第6の1(2)②から④中「利用者の数」とあるのは「利用者の数(経過措置)1の(1)又は(2)の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数」としているか。</p>	<p>平18厚令171附則第18条の2第3項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。</u></p>	<p>法第43条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
	<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に努めているか。</u></p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>利用者の人権の擁護、虐待の防止</u></p>	<p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p>	<p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 研修計画、研修実</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第 10 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員に関する基準</p> <p>1 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業員の員数</p> <p>(1) 世話人</p> <p>(2) サービス管理責任者</p>	<p><u>等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u></p>		<p>施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類</p>
	<p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排泄若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 13</p>	<p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p>
	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p>	<p>法第 43 条第 1 項</p>	
	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上となっているか。(ただし、平成 26 年 4 月 1 日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を 10 で除した数以上となっているか。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 14 第 1 項</p>	
	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</p> <p>① 利用者の数が 30 以下 1 以上</p> <p>② 利用者の数が 31 以上 1 に利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 14 第 1 項第 1 号</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p>(1)及び(2)の利用者の数は、前年度の平均値</p>	<p>平 18 厚令 171</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
		<p>平 18 厚令 171</p>	<p>利用者数(平均利</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(3) <u>利用者数の算定</u>	<u>となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</u>	第213条の14第2項	用人数)が分かる書類(利用者名簿等)
(4) <u>職務の専従</u>	<u>(1)及び(2)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。</u> <u>(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</u>	平18厚令171第213条の14第3項	従業者の勤務実態の分かる書類(出勤簿等)
(5) <u>管理者</u>	① <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</u> <u>(ただし、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</u> ② <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。</u>	平18厚令171第213条の15準用(第209条第1項) 平18厚令171第213条の15準用(第209条第2項)	管理者の雇用形態が分かる書類 管理者の勤務実績表(タイムカード) 管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類(資格証、研修修了証等)
第11 <u>外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の設備に関する基準</u>	① <u>外部サービス利用型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(入所施設)又は病院の敷地外にあるようになっているか。</u> ② <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居(サテライト型住居を除く。以下この②、④から⑥までにおいて同じ。)を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。</u> ③ <u>共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。</u> ④ <u>共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。</u> <u>ただし、既存の建物を共同生活住居とす</u>	法第43条第2項 平18厚令171第213条の16準用(第210条第1項) 平18厚令171第213条の16準用(第210条第2項) 平18厚令171第213条の16準用(第210条第3項) 平18厚令171第213条の16準用(第210条第3項)	建物の周辺図 平面図 【目視】 平面図 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 【目視】

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>る場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人（都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。）が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。</p> <p>⑤ <u>既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、④の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。</u></p> <p>⑥ <u>共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</u></p> <p>⑦ <u>ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</u></p> <p>⑧ <u>ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。</u> <u>ア 1の居室の定員は、1人とすること。</u> <u>（ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。）</u> <u>イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>⑨ <u>サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。</u> <u>ア 入居定員を1人とすること。</u> <u>イ 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</u> <u>ウ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>（経過措置） (1) 平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日（施行日）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、第11の①の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができる。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、施行日において現に存する共同</p>	<p>4項)</p> <p>平18厚令171 第213条の16 準用（第210条第5項）</p> <p>平18厚令171 第213条の16 準用（第210条第6項）</p> <p>平18厚令171 第213条の16 準用（第210条第7項）</p> <p>平18厚令171 第213条の16 準用（第210条第8項）</p> <p>平18厚令171 第213条の16 準用（第210条第9項）</p> <p>平18厚令171 附則第12条</p> <p>平18厚令171 附則第18条</p>	<p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第 12 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第 11 の⑦及び⑧の規定にかかわらず、平成 18 年厚生労働省令第 58 号（旧指定基準）第 109 条第 2 項及び第 3 項に定める基準によることができる。</p> <p>(3) 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について、第 7 の規定を適用する場合には、当分の間、第 11 の⑦中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、第 11 の⑧のイの規定は、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第 8 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 19 条</p> <p>法第 43 条第 2 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 17 第 1 項</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書</p>
	<p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づ</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 17</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>き、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u>	第2項	その他利用者に交付した書面
2 提供拒否の禁止	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 11 条)	適宜必要と認める資料
3 連絡調整に対する協力	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 12 条)	適宜必要と認める資料
4 <u>受給資格の確認</u>	<u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 14 条)	受給者証の写し
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 15 条第 1 項)	適宜必要と認める資料
	(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 15 条第 2 項)	適宜必要と認める資料
6 <u>心身の状況等の把握</u>	<u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 16 条)	アセスメント記録 ケース記録
7 <u>指定障害福祉サービス事業者等との連携等</u>	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行う	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 17 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 17 条第 2 項)	個別支援計画 ケース記録 個別支援計画 ケース記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
8 サービスの提供の記録	<p><u>とともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u></p> <p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から外部サービス利用型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 53 条の 2 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 53 条の 2 第 2 項)</p>	<p>サービス提供の記録</p> <p>サービス提供の記録</p>
9 入退居	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</u></p> <p>(3) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。</u></p> <p>(4) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 2 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 2 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 2 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 2 第 4 項)</p>	<p>個別支援計画 サービス提供の記録 アセスメント記録</p> <p>個別支援計画 アセスメント記録 サービス担当者会議の記録</p> <p>ケース記録 サービス提供の記録</p> <p>他サービスとの連携状況が分かる書類(ケース記録、サービス提供の記録等)</p>
10 入退居の記録の記載等	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 3 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 3 第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
11 外部サービス	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事</u></p>	<p>平 18 厚令 171</p>	<p>適宜必要と認め</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
利用型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>業者が、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>第213条の22 準用(第20条第1項)</p> <p>平18厚令171 第213条の22 準用(第20条第2項)</p>	<p>る資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
<u>12 利用者負担額等の受領</u>	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</u></p> <p>(3) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</u></p> <p>① 食材料費 ② 家賃(障害者総合支援法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する同法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から同法第34条第2項において準用する同法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)</p> <p>③ 光熱水費 ④ 日用品費 ⑤ ①から④のほか、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活に</p>	<p>平18厚令171 第213条の22 準用(第210条の4第1項)</p> <p>平18厚令171 第213条の22 準用(第210条の4第2項)</p> <p>平18厚令171 第213条の22 準用(第210条の4第3項)</p>	<p>請求書 領収書</p> <p>請求書 領収書</p> <p>請求書 領収書</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 利用者負担額に係る管理	<p><u>おいても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u></p>		
	<p><u>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 4 第 4 項)</p>	<p>領収書</p>
	<p><u>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 4 第 5 項)</p>	<p>重要事項説明書</p>
	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 170 条の 2 第 1 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
	<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 170 条の 2 第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
14 訓練等給付費	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事	平 18 厚令 171	通知の写し

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p><u>の額に係る通知等</u></p>	<p>業者は、法定代理受領により市町村から外部サービス利用型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>第213条の22 準用(第23条第1項)</p> <p>平18厚令171 第213条の22 準用(第23条第2項)</p>	<p>サービス提供証明書の写し</p>
<p>15 外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針</p>	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助に係る個別支援計画(外部サービス利用型共同生活援助計画)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行う場合には、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平18厚令171 第213条の22 準用(第210条の5第1項)</p> <p>平18厚令171 第213条の22 準用(第210条の5第2項)</p> <p>平18厚令171 第213条の22 準用(第210条の5第3項)</p> <p>平18厚令171 第213条の22 準用(第210条の5第4項)</p> <p>平18厚令171 第213条の22 準用(第210条の5第5項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等	<u>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 1 項)	個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	<u>(2) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者については、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握 (アセスメント) を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 2 項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	<u>(3) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱えている場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 3 項)	アセスメントを実施したことが分かる記録
	<u>(4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。</u> <u>この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 4 項)	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録
	<u>(5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、外部サービス利用型指定共同生活援助の目標及びその達成時期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成しているか。</u> <u>この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて外部サービス利用型共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 5 項)	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類
	<u>(6) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に係る会議 (利用者及び当該利用者に対する共同生活援助計画担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。)</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 6 項)	サービス担当者会議の記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 サービス管理責任者の責務	<p><u>を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</u></p>		
	<p><u>(7) サービス管理責任者は、(5)に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 7 項)	個別支援計画
	<p><u>(8) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成した際には、当該外部サービス利用型共同生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者に交付しているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 8 項)	利用者及び指定特定相談支援事業者に交付した記録 個別支援計画
	<p><u>(9) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成後、外部サービス利用型共同生活援助計画の実施状況の把握 (モニタリング (利用者についての継続的なアセスメントを含む。)) を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行っているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 9 項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	<p><u>(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> ① <u>定期的に利用者に面接すること。</u> ② <u>定期的にモニタリングの結果を記録すること。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 10 項)	モニタリング記録 面接記録
	<p><u>(11) 外部サービス利用型共同生活援助計画に変更があった場合、(2) から (8) に準じて取り扱っているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 11 項)	(2) から (8) に掲げる確認資料
	<p><u>(1) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</u> ① <u>利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するこ</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 6 第 1 項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 相談及び援助	<p>と。</p> <p>② <u>利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</u></p> <p>③ <u>利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</u></p> <p>④ <u>他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。</u></p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 6 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 60 条)</p>	<p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録</p> <p>指定生活介護事業所等との連絡調整した記録</p> <p>他の従業者に指導及び助言した記録</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
19 介護及び家事等	<p>(1) <u>介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</u></p> <p>(2) <u>調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</u></p> <p>(3) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていないか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 211 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 211 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 211 条第 3 項)</p>	<p>個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表</p> <p>従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p>
20 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 211 条の</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
21 地域との連携	に努めているか。	2 第 1 項)	
	(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 211 条の 2 第 2 項)	適宜必要と認める資料
	(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 211 条の 2 第 3 項)	適宜必要と認める資料
	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	平 18 厚令 171 第 210 条の 7 第 1 項	適宜必要と認める資料
	(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下21において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	平 18 厚令 171 第 210 条の 7 第 2 項	適宜必要と認める資料
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか。	平 18 厚令 171 第 210 条の 7 第 3 項	適宜必要と認める資料	
(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(2) の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	平 18 厚令 171 第 210 条の 7 第 4 項	適宜必要と認める資料	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
22 緊急時等の対応	<p>(5) (2)から(4)までに掲げる規定において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者がその提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には適用しない。</p> <p><u>従業者は、現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 210 条の 7 第 5 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 28 条)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録</p>
23 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給 付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 88 条)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
24 管理者の責務	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 14 章第 6 節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 66 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 66 条第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
25 受託居宅介護サービスの提供	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 18 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 18 第 2 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
26 運営規程	<p>受託居宅介護サービスを提供した場合には、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入居定員 ④ 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地 ⑥ 入居に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 19	運営規程
27 受託居宅介護サービス事業者への委託	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っているか。</p> <p>(2) 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者となっているか。</p> <p>(3) 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護となっているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、(1) に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。</p> <p>(6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 5 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 6 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
28 勤務体制の確保等	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。</u></p> <p>(2) <u>(1)の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</u></p> <p>(3) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。</u></p> <p>(4) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u></p> <p>(5) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 21 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 21 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 21 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 21 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 21 第 5 項</p>	<p>従業員の勤務表</p> <p>個別支援計画 ケース記録</p> <p>委託契約 業務報告書</p> <p>研修計画、研修実施記録</p> <p>就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類</p>
29 業務継続計画の策定等	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p>(3) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 33 条の 2 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 33 条の 2 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 33 条の 2 第 3 項)</p>	<p>業務継続計画</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類</p>
30 支援体制の確保	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
31 定員の遵守	<p>祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p> <p><u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</u></p>	<p>準用 (第 212 条の 2)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 212 条の 3)</p>	<p>運営規程 利用者数が分かる書類 (利用者名簿等)</p>
32 非常災害対策	<p><u>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</u></p> <p><u>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u></p> <p><u>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(2) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 70 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 70 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 70 条第 3 項)</p>	<p>非常火災時対応マニュアル (対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録</p> <p>避難訓練の記録 消防署への届出</p> <p>地域住民が訓練に参加していることが分かる書類</p>
33 衛生管理等	<p><u>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u></p> <p><u>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 90 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 90 条第 2 項)</p>	<p>衛生管理に関する書類</p> <p>衛生管理に関する書類</p> <p>委員会議事録</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>研修及び訓練を実施したことが</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
34 協力医療機関等	<p><u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的</u> <u>に実施しているか。</u></p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症。（4）において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 212 条の 4 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 212 条の 4 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 212 条の 4 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 212 条の 4 第 4 項）</p>	<p>分かる書類</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
35 掲示	<p><u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、これらの事項を記載した書面を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 92 条第 1 項・第 2 項）</p>	<p>事業所の掲示物又は備え付け閲覧物</p>
36 身体拘束等の禁止	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 35 条の 2 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22</p>	<p>個別支援計画 身体拘束等に関する書類</p> <p>身体拘束等に関する書類（必要事</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
37 秘密保持等	<p><u>の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由</u> <u>由その他必要な事項を記録しているか。</u></p> <p>(3) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(3) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、他の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u></p>	<p>準用（第35条の2第2項）</p> <p>平18厚令171第213条の22準用（第35条の2第3項）</p> <p>平18厚令171第213条の22準用（第36条第1項）</p> <p>平18厚令171第213条の22準用（第36条第2項）</p> <p>平18厚令171第213条の22準用（第36条第3項）</p>	<p>項が記載されている記録、理由が分かる書類等)</p> <p>委員会議事録</p> <p>身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）</p> <p>個人情報同意書</p>
38 情報の提供等	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。</u></p>	<p>平18厚令171第213条の22準用（第37条第1項）</p> <p>平18厚令171第213条の22準用（第37条第2項）</p>	<p>情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）</p> <p>事業者のHP画面・パンフレット</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
39 利益供与等の禁止	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 38 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 38 条第 2 項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
40 苦情解決	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 39 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 39 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 39 条第 3 項）</p>	<p>苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物</p> <p>苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル</p> <p>市町村からの指導または助言を受けた場合は改善したことが分かる書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
41 事故発生時の 対応	<u>助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 39 条 第 4 項） 平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 39 条 第 5 項） 平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 39 条 第 6 項） 平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 39 条 第 7 項） 平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 40 条 第 1 項） 平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 40 条 第 2 項）	都道府県からの 指導または助言 を受けた場合は 改善したことが 分かる書類 都道府県または 市町村からの指 導または助言を 受けた場合は改 善したことが分 かる書類 都道府県等への 報告書 運営適正化委員 会の調査又はあ っせんに協力し たことが分かる 資料 事故対応マニユ アル 都道府県、市町 村、家族等への報 告記録 事故の対応記録 ヒヤリハットの 記録
	(4) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市長）が行う報告若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>		
	(5) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>		
	(6) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあつた場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</u>		
	(7) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</u>		
	(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u>		
	(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u>		

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
42 虐待の防止	<p><u>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u></p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p>③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 40 条第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 40 条の 2）</p>	<p>再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）</p> <p>委員会議事録</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>担当者を配置していることが分かる書類</p>
43 会計の区分	<p><u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 41 条）</p>	<p>収支予算書・決算書等の会計書類</p>
44 記録の整備	<p><u>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</u></p> <p><u>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した日から 5 年間保存しているか。</u></p> <p>① <u>外部サービス利用型共同生活援助計画</u></p> <p>② <u>サービスの提供の記録</u></p> <p>③ <u>支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>④ <u>身体拘束等の記録</u></p> <p>⑤ <u>苦情の内容等の記録</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 75 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 75 条第 2 項）</p>	<p>職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類</p> <p>左記①から⑥までの書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
45 電磁的記録等	<p>⑥ <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は4の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項</p>	<p>電磁的記録簿冊</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
<p>1 地域移行支援型ホーム</p> <p>(1) 地域移行支援型ホームの特例</p>	<p>(地域移行支援型ホーム)</p> <p>① 次のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、平成 37 年 3 月 31 日までの間、第 7 の①の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができる。</p> <p>ア 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域における外部サービス利用型指定共同生活援助の量が事業を開始する時点において、都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の外部サービス利用型指定共同生活援助の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行うものであるか。</p> <p>イ 当該病院の精神病床の減少を伴うものであるか。</p> <p>② ①の規定により外部サービス利用型指定</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項第 1 号 平 17 法 123 第 89 条第 1 項、第 2 項第 2 号</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項第 2 号</p> <p>平 18 厚令 171</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(2) 共同生活住居の構造等	<p>共同生活援助の事業を行う事業所(地域移行支援型ホーム)における外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について第7の②から⑨までの規定を適用する場合においては、②中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」とする。</p> <p>地域移行支援型ホームにおいて地域移行支援型ホーム事業者が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものであるか。</p>	<p>附則第7条第2項</p> <p>平18厚令171附則第7条の2</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供期間	<p>地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する場合、原則として2年以内とされているか。</p>	<p>平18厚令171附則第8条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針	<p>地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(住宅等)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から(3)に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行っているか。</p>	<p>平18厚令171附則第9条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
(5) 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等	<p><u>地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について第12の16の規定を適用する場合においては、同(2)中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から(経過措置)1の(3)に定める期間内に(経過措置)1の(4)に規定する住宅等に移行すること」と、同(4)中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」としているか。</u></p>	<p>平18厚令171附則第10条</p>	<p>第12-16に掲げる確認資料</p>
(6) 協議の場の設置	<p>① 地域移行支援型ホーム事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(地域移行推進協議会)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>② 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(協議会等)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p>	<p>平18厚令171附則第11条第1項</p> <p>平18厚令171附則第11条第2項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第 13 変更の届出等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23</p> <p>法第 46 条第 2 項 施行規則第 34 条の 23</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
第 14 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		法第 29 条第 3 項	
1 基本事項	<p>(1) <u>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 15 により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</u> <u>(ただし、その額が現に当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額となっているか。)</u></p> <p>(2) (1)の規定により、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539</p> <p>法第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の二</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
2 共同生活援助サービス費	<p>(1) <u>共同生活援助サービス費 (I) については、障害者 (身体障害者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける指定共同生</u></p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の注 1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書						
	<p>活援助の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。(3)において同じ。) (3)に規定する障害者を除く。) に対し、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 令和9年3月31日までの間、指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、(1)にかかわらず、次の①から③までの場合に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。また、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。</p> <table border="0" data-bbox="502 1003 877 1097"> <tr> <td>ア 区分6</td> <td>369 単位</td> </tr> <tr> <td>イ 区分5</td> <td>306 単位</td> </tr> <tr> <td>ウ 区分4</td> <td>270 単位</td> </tr> </table> <p>(3) 共同生活援助サービス費(Ⅱ)については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 共同生活援助サービス費(2)に規定する場合を含む。)の算定に当たって、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (ただし、③及び⑤に該当する場合にあっては、③に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、④及び⑤に該当する場合にあっては、④に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。)</p> <p>① 従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業員の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の十の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p>	ア 区分6	369 単位	イ 区分5	306 単位	ウ 区分4	270 単位	<p>平18厚告523 別表第15の1の注2</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の注3</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の注4</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の注4の(1) 平18厚告550の十</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
ア 区分6	369 単位								
イ 区分5	306 単位								
ウ 区分4	270 単位								

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>② <u>指定共同生活援助の提供に当たって、共同生活援助計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</u> <u>ア 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</u> <u>イ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</u></p> <p>③ <u>共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の95</u></p> <p>④ <u>共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93</u></p> <p>⑤ <u>一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（サテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が21人以上である場合 100分の95</u></p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の注4の(2)</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の注4の(3)</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の注4の(4)</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の注4の(5)</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(5) <u>法第76の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u></p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の注5</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(6) <u>第4の28の(1)（指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u></p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の注6</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(7) <u>第4の34の(2)又は(3)（指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u></p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の注7</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(8) <u>第4の40（指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u></p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の注8</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(9) <u>利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（(2)の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（(2)の適用を受けている間に限る。）を除</u></p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の注9</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書																		
<p>2の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費</p>	<p>く。)は、共同生活援助サービス費を算定していないか。</p> <p>(1) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)については、障害者(身体障害者)にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。(5)において同じ。)(5)に規定する障害者を除く。)に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 日中を共同生活住居(第5の(4)に規定する共同生活住居をいう。)以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次のアからカまでの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定しているか。ただし、(4)に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。</p> <table border="0" data-bbox="526 1003 869 1189"> <tr><td>ア 区分6</td><td>765 単位</td></tr> <tr><td>イ 区分5</td><td>627 単位</td></tr> <tr><td>ウ 区分4</td><td>539 単位</td></tr> <tr><td>エ 区分3</td><td>407 単位</td></tr> <tr><td>オ 区分2</td><td>270 単位</td></tr> <tr><td>カ 区分1以下</td><td>253 単位</td></tr> </table> <p>(3) 令和9年3月31日までの間、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次のアからウまでの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定しているか。また、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。</p> <table border="0" data-bbox="526 1624 869 1715"> <tr><td>ア 区分6</td><td>565 単位</td></tr> <tr><td>イ 区分5</td><td>505 単位</td></tr> <tr><td>ウ 区分4</td><td>467 単位</td></tr> </table> <p>(4) 令和9年3月31日までの間、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次のアからウまでの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定しているか。また、</p>	ア 区分6	765 単位	イ 区分5	627 単位	ウ 区分4	539 単位	エ 区分3	407 単位	オ 区分2	270 単位	カ 区分1以下	253 単位	ア 区分6	565 単位	イ 区分5	505 単位	ウ 区分4	467 単位	<p>平18厚告523 別表第15の1の2 の注1</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2 の注2</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2 の注3</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2 の注4</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
ア 区分6	765 単位																				
イ 区分5	627 単位																				
ウ 区分4	539 単位																				
エ 区分3	407 単位																				
オ 区分2	270 単位																				
カ 区分1以下	253 単位																				
ア 区分6	565 単位																				
イ 区分5	505 単位																				
ウ 区分4	467 単位																				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書																		
	<p><u>これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>ア 区分6</td> <td>454 単位</td> </tr> <tr> <td>イ 区分5</td> <td>394 単位</td> </tr> <tr> <td>ウ 区分4</td> <td>356 単位</td> </tr> </table> <p>(5) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)については、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(6) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合は、所定単位数に代えて、次の①から⑥までの場合に応じ、年50日以内に限り、それぞれ1日につき次に掲げる所定単位数を算定しているか。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>① 区分6</td> <td>929 単位</td> </tr> <tr> <td>② 区分5</td> <td>787 単位</td> </tr> <tr> <td>③ 区分4</td> <td>695 単位</td> </tr> <tr> <td>④ 区分3</td> <td>546 単位</td> </tr> <tr> <td>⑤ 区分2</td> <td>408 単位</td> </tr> <tr> <td>⑥ 区分1以下</td> <td>389 単位</td> </tr> </table> <p>(7) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(②から④まで及び⑥に規定する場合を含む。)の算定に当たって、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</u></p> <p>① <u>従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の十の二の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合同表の下欄に掲げる割合</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たって、日中サービス支援型共同生活援助計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、そ</u></p>	ア 区分6	454 単位	イ 区分5	394 単位	ウ 区分4	356 単位	① 区分6	929 単位	② 区分5	787 単位	③ 区分4	695 単位	④ 区分3	546 単位	⑤ 区分2	408 単位	⑥ 区分1以下	389 単位	<p>平18厚告523 別表第15の1の2 の注5</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2 の注6</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2 の注7</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2 の注7の(1) 平18厚告550の 十の二</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2 の注7の(2)</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
ア 区分6	454 単位																				
イ 区分5	394 単位																				
ウ 区分4	356 単位																				
① 区分6	929 単位																				
② 区分5	787 単位																				
③ 区分4	695 単位																				
④ 区分3	546 単位																				
⑤ 区分2	408 単位																				
⑥ 区分1以下	389 単位																				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>れぞれ次に掲げる割合</p> <p>ア 作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70</p> <p>イ 作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50</p> <p>③ 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 100 分の 93</p> <p>④ 一体的な運営が行われている共同生活住居（③に該当する共同生活住居を除く。）の入居定員の合計数が 21 人以上である場合 100 分の 95</p> <p>（8）法第76の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>（9）第8の28の(1)（指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>（10）第8の35の(2)又は(3)（指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>（11）第8の41（指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>（12）利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（3）及び(4)の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（3）及び(4)の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 7 の (3)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 7 の (4)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 8</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 9</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 10</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 11</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 12</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>2の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p>	<p>(1) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I) については、<u>障害者 (身体障害者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。(2) 及び(3)において同じ。)</u> (3)に規定する障害者を除く。) に対し、<u>世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 1</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(2) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II) については、<u>障害者 ((3)に規定する障害者を除く。)</u> に対し、(1)に規定するもの以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 (平成 25 年厚生労働省令第 124 号「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の附則第 4 条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。) において、<u>基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(3) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III) については、<u>一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、基本サービス (1 回当たり連続 30 日以内のものに限る。)</u> を提供した場合に、<u>年 50 日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 3</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(4) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 4</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 4 の (1)</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」の十一の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合同表の下欄に掲げる割合</u></p> <p>② <u>基本サービスの提供に当たって、外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</u> <u>ア 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</u> <u>イ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</u></p> <p>③ <u>共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の90</u></p> <p>④ <u>共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の87</u></p> <p>(5) <u>法第76の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u></p> <p>(6) <u>第12の29の(1) (指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u></p> <p>(7) <u>第12の36の(2)又は(3) (指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u></p> <p>(8) <u>第12の42 (指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u></p> <p>(9) <u>利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していないか。</u></p>	<p>平18厚告550の十一</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注4の(2)</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注4の(3)</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注4の(4)</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注5</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注6</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注7</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注8</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注9</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2の2の3 退居後共同生活援助サービス費	<p>退居後共同生活援助サービス費については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のイに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所の従業者が、当該指定共同生活援助事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について2のイの自立生活支援加算Ⅰ又はハの自立生活支援加算Ⅲを算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属する月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定しているか。ただし、3月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定できるものとしているか。</p>	平18厚告523別表第15の1の2の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2の2の4 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費	<p>退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十八のイに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所の従業者が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について2のイの自立生活支援加算Ⅰ又はハの自立生活支援加算Ⅲが算定されていた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属する月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定しているか。ただし、3月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定できるものとしているか。</p>	平18厚告523別表第15の1の2の4の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2の3 受託居宅介護サービス費	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者（区分2以上に該当する利用者に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第15の1の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2の3の2 人員配置体制加算	<p>(1) 人員配置体制加算（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の</p>	平18厚告523別表第15の1の3の2の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>十六のロの(1)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合（一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。以下この1の3の2において同じ。）に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>(2) 人員配置体制加算（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のロの(2)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。</u></p> <p><u>(3) 人員配置体制加算（Ⅲ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のロの(1)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。</u></p> <p><u>(4) 人員配置体制加算（Ⅳ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のロの(2)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の注 4</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、（1）から（3）までを算定している場合は、算定しない。</u></p> <p><u>（5）人員配置体制加算（V）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(1)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>（6）人員配置体制加算（VI）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(2)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（5）を算定している場合は、算定しない。</u></p> <p><u>（7）人員配置体制加算（VII）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(1)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サー</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の注 5</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の注 6</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の注 7</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>ビス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(5)又は(6)を算定している場合は、算定しない。</u></p> <p><u>(8) 人員配置体制加算 (VIII) については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(2)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(5)から(7)までを算定している場合は、算定しない。</u></p> <p><u>(9) 人員配置体制加算 (IX) については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(1)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあつては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、(5)から(8)までを算定している場合は、算定しない。</u></p> <p><u>(10) 人員配置体制加算 (X) については、平</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の注 8</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の注 9</p> <p>平 18 厚告 523</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(2)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、(5)から(9)までを算定している場合は、算定しない。</u></p>	別表第15の1の3の2の注10	表、当該加算の届出書等
	<p>(11) 人員配置体制加算 (XI) については、<u>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(1)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であつて、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、(5)から(10)までを算定している場合は、算定しない。</u></p>	平18厚告523 別表第15の1の3の2の注11	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>(12) 人員配置体制加算 (XII) については、<u>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十</u></p>	平18厚告523 別表第15の1の3の2の注12	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>2の4 福祉専門 職員配置等加算</p>	<p><u>七のイの(2)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であつて、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、(5)から(12)までを算定している場合は、算定しない。</u></p>		
	<p><u>(13) 人員配置体制加算 (XIII) については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十八のロの(1)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の注 13</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p><u>(14) 人員配置体制加算 (XIV) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十八のロの(2)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(13)を算定している場合は、算定しない。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の注 14</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p><u>(1) 福祉専門職員配置等加算 (I) については、世話人又は生活支援員（世話人等）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 1</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>2の4の2 視覚・聴覚・言語障害者支援体制加算</p>	<p><u>援助事業所（指定共同生活援助事業所等）において、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助等）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>		
	<p><u>(2) 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。</u></p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の4 の注2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p><u>(3) 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。</u></p> <p>① <u>世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</u></p> <p>② <u>世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</u></p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の4 の注3</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p><u>(1) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）については、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。（2）について同じ。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1、第6の1又は第10の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で当該指定共同生活援助等の、利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の4 の2の注1</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>(2) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)については、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1、第6の1又は第10の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で当該指定共同生活援助等の、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第15の1の4の2の注2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>2の4の3 看護職員配置加算</p>	<p>指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第15の1の4の3の注</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>2の4の4 高次脳機能障害者支援体制加算</p>	<p>平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のハに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第15の1の4の4の注</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>2の4の5 ピアサポート実施加算</p>	<p>次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注及び2の4の6において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注及び2の4の6において「障害者等」という。）である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用</p>	<p>平18厚告523別表第15の1の4の5の注</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>2の4の6 退居後ピアサポート実施加算</p>	<p><u>者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p>(1) <u>3の(3)の自立生活支援加算Ⅲを算定していること。</u></p> <p>(2) <u>障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上(当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。)配置していること。</u></p> <p>(3) <u>(2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</u></p> <p>次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) <u>2の2の3の退居後共同生活援助サービス費又は2の2の4の退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していること。</u></p> <p>(2) <u>障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上(当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。)配置していること。</u></p> <p>(3) <u>(2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 4 の 6 の注</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>2の5 夜間支援等体制加算</p>	<p><u>1回以上行われていること。</u></p> <p>(1) <u>夜間支援等体制加算（Ⅰ）については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p>(2) <u>夜間支援等体制加算（Ⅱ）については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定対象となる利用者については、算定しない。</u></p> <p>(3) <u>夜間支援等体制加算（Ⅲ）については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は(2)の夜間支援等体制加算（Ⅱ）の算定対象となる利用者については、算定しない。</u></p> <p>(4) <u>夜間支援等体制加算（Ⅳ）については、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従業者を1名配置しているものに限る。以下（5）及び（6）</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 4</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>2の5の2 夜勤 職員加配加算</p>	<p>において同じ。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>		
	<p>(5) 夜間支援等体制加算 (V) については、夜間支援等体制加算 (I) を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、夜間支援等体制加算 (IV) の算定対象となる利用者については、加算しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 5</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(6) 夜間支援等体制加算 (VI) については、夜間支援等体制加算 (I) を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、夜間支援等体制加算 (IV) 又は夜間支援等体制加算 (V) の算定対象となる利用者については、加算しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 6</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>第 6 の 1 の (4) に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の 2 の注</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>2の6 重度障害者支援加算</p>	<p><u>型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p>(1) 重度障害者支援加算（Ⅰ）については、<u>平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のニ又は十七のハの(1)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 8 の 1 の注 1 に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p>(2) (1)の重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のホ又は十七のハの(2)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の五の二で定める者に対し、指定共同援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、さらに1日につき所定単位数に 150 単位を加算しているか。</p> <p>(3) 重度障害者支援加算（Ⅱ）については、<u>平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のニ又は十七のハの(1)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表区分 4 以上に該当し、「介護給付費等単位数表」の第 8 の 1 の注 1 の(1)に規定する利用者の支援の度合</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 1 平 18 厚告 551 の十六のニ 平 18 厚告 551 の十七のハの (1) 準用 (十六のニ)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 2 平 18 厚告 551 の十六のホ 平 18 厚告 551 の十七のハの(2) 準用 (十六のホ)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 3 平 18 厚告 551 の十六のニ 平 18 厚告 551 の十七のハの(1) 準用 (十六のニ)</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算（I）を算定している場合は、加算しない。</p> <p>（4）<u>重度障害者支援加算（II）が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のホ又は十七のハの（2）に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の五の二で定める者に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、さらに1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。</u></p> <p>（5）<u>重度障害者支援加算（I）が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算しているか。</u></p> <p>（6）（2）の加算が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。</p> <p>（7）<u>重度障害者支援加算（II）が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算しているか。</u></p> <p>（8）（4）の加算が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該</p>	<p>平18厚告523別表第15の1の6の注4 平18厚告551の十六のホ 平18厚告551の十七のハの（2）準用（十六のホ）</p> <p>平18厚告523別表第15の1の6の注5</p> <p>平18厚告523別表第15の1の6の注6</p> <p>平18厚告523別表第15の1の6の注7</p> <p>平18厚告523別表第15の1の6の注8</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2の7 医療的ケア対応支援加算	<p>加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。</p> <p>指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の五の二に規定する厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算（I）を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>平18厚告523別表第15の1の7の注 平18厚告556の五の二</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
2の8 日中支援加算	<p>（1）日中支援加算（I）については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定共同生活援助事業所にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。</p> <p>（2）日中支援加算（II）については、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第15の1の8の注1 平18厚告523別表第15の1の8の注2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
2の9 集中的支援加算	<p>（1）集中的支援加算（I）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の一の二に定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援</p>	<p>平18厚告523別表第15の1の9の注1</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
3 自立生活支援 加算	<p><u>を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</u></p> <p>(2) <u>集中的支援加算(Ⅱ)については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の一の二に定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 9 の注 2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>(1) <u>自立生活支援加算(Ⅰ)については、居室における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。(3)を除き、以下この3において同じ。)の退居に向けて、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型共同生活援助事業所の従業者が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画(以下この(1)において単に「計画」という。)を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居室を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、計画の見直しを行った日の属する月から起算して6月以内の期間(当該利用者が退居した場合には、退居した日の属する月までの期間)に限り、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が退居後に他の社会福祉施設等に入所することを希望している場合にあっては、算定していないか。</u></p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 2 の 注 1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<p>(2) <u>自立生活支援加算(Ⅱ)については、居室における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が、日中サービス支援型共同生活援助計画を見直した上で、当該利用者に対し</u></p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 2 の 注 2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>て、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、算定していないか。</p> <p>(3) 自立生活支援加算(Ⅲ)については、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のへに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定事業所が、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(4) 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十の二に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であつて、(1)を算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算しているか。</p> <p>(5) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であつ</p>	<p>平18厚告523別表第15の2の注3</p> <p>平18厚告523別表第15の2の注4</p> <p>平18厚告523別表第15の2の</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>て、(1)を算定しているものが、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、住宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として、更に500単位を加算しているか。</p>	注5	出書等
4 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1、第6の1又は第10の1の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（共同生活援助計画等）に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第15の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4の2 長期入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1、第6の1又は第10の1の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、4の入院時支援特別加算が算定される月に算定しない。</p>	平18厚告523別表第15の3の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5 帰宅時支援加算	<p>利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第15の4の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
6 長期帰宅時支 援加算	<p>利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)ただし、5の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 5 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7 地域生活移行 個別支援特別加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のト、十七のニ又は十八のホに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(指定共同生活援助事業者等)が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3 年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあつては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 6 の注 平 18 厚告 551 の十六のト 平 18 厚告 551 の十七のニ準用(十六のト) 平 18 厚告 551 の十八のホ 平 18 厚告 556 の九	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7 の 2 精神障害 者地域移行特別 加算	<p>運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、第 2 の 1、第 6 の 1 又は第 10 の 1 の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を 1 人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に 1 年以上入院していた精神障害者であつて当該精神科病院を退院してから 1 年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、7 の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 6 の 2 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7 の 3 強度行動	平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のト、十七のニ又は十八のホに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(指定共同生活援助事業者等)が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3 年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあつては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523	体制等状況一覧表

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>障害者地域移行特別加算</u>	<p>働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のチ又は十七のホに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十の三に定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の6の重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>別表第15の6の3の注 平18厚告551の十六のチ準用（十一のホ） 平18厚告551の十七のホ準用（十一のホ） 平18厚告543の四十の三準用（四）</p>	<p>表、当該加算の届出書等</p>
7の4 強度行動障害者体験利用加算	<p>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のチ又は十七のホに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十の三に定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の6の重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平18厚告523 別表第15の6の4の注 平18厚告551の十六のチ準用（十一のホ） 平18厚告551の十七のホ準用（十一のホ） 平18厚告543の四十の三準用（四）</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
8 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算（I）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の4の3の看護職員配置加算又は2の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p> <p>(2) 医療連携体制加算（II）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定</p>	<p>平18厚告523 別表第15の7の注1</p> <p>平18厚告523 別表第15の7の</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の4の3の看護職員配置加算又は2の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p> <p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の4の3の看護職員配置加算又は2の7の医療的ケア対応支援加算を算定している場合利用者については、算定しない。</p> <p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の五の九に定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の4の3の看護職員配置加算又は2の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p> <p>(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の4の3の看護職員配置加算又は2の7の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(6) 医療連携体制加算(Ⅵ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の7の医療的ケア対応支援加算又は医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定している場合に</p>	<p>注2</p> <p>平18厚告523 別表第15の7の 注3</p> <p>平18厚告523 別表第15の7の 注4 平18厚告556の 五の九</p> <p>平18厚告523 別表第15の7の 注5</p> <p>平18厚告523 別表第15の7の 注6</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>9 通勤者生活支援加算</p> <p>9の2 障害者支援施設等感染症対策向上加算</p>	<p>つては、算定しない。</p> <p>(7) 医療連携体制加算 (VII) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のり、十七のへ又は十八のへに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2 の 4 の 3 の看護職員配置加算又は 2 の 7 の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち 100 分の 50 以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 障害者支援施設等感染対策向上加算 (I) については、以下のアからウのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。</p> <p>イ 指定障害福祉サービス基準第 212 条の 4 (指定障害福祉サービス基準第 213 条の 22 において準用する場合を含む。) に規定する協力医療機関その他の医療機関 (以下このイにおいて「協力医療機関等」という。) との間で、感染症 (新興感染症を除く。 (以下のこのイにおいて同じ。)) の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。</p> <p>ウ 医科診療報酬点数表の区分番号 A 2 3 4 - 2 に規定する感染対策向上加算 ((2) において「感染対策向上加算」という。) 又は医科診療報酬点数表の区分</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 7 の注 5 平 18 厚告 551 の十六のり 平 18 厚告 551 の十七のへ準用 (十六のり) 平 18 厚告 551 の十八のへ準用 (十六のり)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 8 の注</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 8 の 2 の注 1</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
9の3 新興感染症等施設療養加算	<p>番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。</p> <p>(2) 障害者支援施設等感染対策向上加算(II)については、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定共同生活援助等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第15の8の2の注2</p> <p>平18厚告523別表第15の8の3の注</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p> <p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
10 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十一に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(国のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。11及び12において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(I)</p> <p>① 指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3まで(2の2、2の2の2、1の2の4、2の3及び2の5の2を除く。(2)の①、(3)の①、11の(1)の①及び11の(2)の①において同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</p> <p>② 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3まで(2の2の2から2の3まで、2の4の5から2の5まで、2の8及び9を除く。(2)の②、(3)の②、11の(1)の②及び11の(2)の②において同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相</p>	<p>平18厚告543の四十一</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>当する単位数</p> <p>③ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3まで(1の2の3、2の5の2、2の6及び7の3を除く。(2)の③、(3)の③、11の(1)の③及び11の(2)の③において同じ。)により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>① 指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>② 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>③ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>① 指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数</p> <p>② 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数</p> <p>③ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数</p> <p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>① 指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</p> <p>② 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</p>	<p>平18厚告543の四十二準用(十七)</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>12 <u>福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p>	<p>③外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</p> <p>(2) <u>福祉・介護職員特定処遇改善加算(II)</u></p> <p>①指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数</p> <p>②日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数</p> <p>③外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数</p> <p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u>」の四十二の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数</u></p> <p>(3) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数</u></p>	<p>平18厚告543の四十二の二準用(第三号の二)</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>13 <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u></p>	<p>(1) <u>平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十一に定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助</u></p>	<p>平18厚告523別表第15の9の注1 平18厚告543の四十一</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。（2）において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u></p> <p><u>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（I）</u></p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3まで（2の2、2の2の2、2の2の4、2の3及び1の6の2を除く。以下この13において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3まで（2の2の2から2の3まで、2の4の5から2の5まで、2の8及び9を除く。以下この13において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3まで（2の2の3、2の5の2、2の6、7の3及び7の4を除く。以下この13において同じ。）により算定した単位数の1000分の211に相当する単位数</u></p> <p><u>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（II）</u></p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数</u></p> <p><u>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（III）</u></p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の</u></p>		

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>128 に相当する単位数</p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の 1000分の192 に相当する単位数</u></p> <p>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の 1000分の105 に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の 1000分の105 に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の 1000分の152 に相当する単位数</u></p> <p>(2) <u>令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（(1)の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の 1000分の121 に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の 1000分の121 に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の 1000分の185 に相当する単位数</u></p> <p>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の 1000分の124 に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3ま</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 9 の 注 2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>でにより算定した単位数の 1000 分の 124 に相当する単位数</p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の 1000 分の 171 に相当する単位数</u></p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の 1000 分の 182 に相当する単位数</u></p> <p>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の 1000 分の 168 に相当する単位数</u></p> <p>ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の 1000 分の 145 に相当する単位数</u></p> <p>へ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の 1000 分の 95 に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の 1000 分の</u></p>		

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>95に相当する単位数</p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数</u></p> <p>ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数</u></p> <p>チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数</u></p> <p>リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数</u></p> <p>ヌ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数</u></p>		

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数</u> ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数</u> ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数</u> ワ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数</u> カ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)</p> <p>① <u>指定共同生活援助事業所の場合 2から9の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数</u></p> <p>③ <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数</u></p>		

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>助事業所の場合 2の2の2から9の 3までにより算定した単位数の 1000 分の77に相当する単位数</u>		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目